

おひとりさまと生命保険

はじめに

「おひとりさま」が増えている。ライフスタイルの多様化により、今後ますます増えることが予想される。単身者は家族関係等からは自由である反面、もしものときに頼れる人がいない場合が多い。

そんな単身者にはどんな生命保険が必要か。単身者向けに生命保険が提供できるサービス等について考えてみる。

FDSグループ代表

エージェントバンク(FDSグループ) 主任研究員

吉富明彦

関戸恵子

3. 商品別ニース

おひとりさまにもさまざまなニーズがある。年齢、性別、将来の結婚観や出産に対する考え方、就労状態や貯蓄の多少、生活スタイルや居住環境、また、家族や親族の状況等、いろいろな単身者がいる。

(2) 医療保険
通常けがや病気で診療を受けても、自己負担は原則3割(後期高齢者医療保険制度では原則1割)であり、さらに高額療養費制度もある。しかし、公的医療保険外の出費として、差額ベッド代、パジャマ等のレンタル代、身辺の必需品代、テレビ料、入院中の食費(460円/1食)、通院時のタクシー代等の費用がかかることがある。貯蓄をこれらの支出に充てることもできるが、貯蓄を生活費の一部として考えている場合、その後の生活に支障をきたしかねない。

このために医療保険、金・医療・介護の各制度があり、一定程度の保障はあり、さらに単身者自身が貯蓄でリスクに備えられる。個人保険はそれらの不足分を補うためであるが、実際どのようなニースが考えられるか。

(1) 死亡保険
前記の仮定のおひとりさまの場合、自分に万一のことがあったとき残された遺族の生活費を当てる死亡保険は、基本的に必要はない。ただし貯蓄が無い等状況によっては、自分のお葬式代くらいの死亡保険を希望する人もいるかもしれない。

(3) 介護保険
単身者の場合、親や兄弟、配偶者といった家族の介護の心配はないが、(現役世代に保険料を納めなかった男性に多い)の比率が高かったりする。公的介護保険制度によって在宅もしくは施設で介護を受けても自己負担は1割で済むとはいえず、介護給付は要介護度によって1カ月利用できる上限が決まっている。上限を超えるサービスや介護保険制度範囲外のサービスを利用する場合は全額自己負担になる。

また、特別養護老人ホーム等比較的費用の安い公的な施設は待機者が多く入居しづらいことから、民間の老人ホームに入居する場合は数百万円から数千円の入居一時金を払わなければならないことがある。入居後も月々20万円~50万円やそれ以上の費用がかかることも珍しくない。

このような多額の介護費用に対応するため、貯蓄に加え介護保険の必要性を感じる単身者が少なからずいると思われる。

1. 単身世帯の増加

2015年国勢調査による10月1日現在の世帯数は約5345万世帯である(うち一般世帯が約5333万世帯で残りは施設等)。一般世帯のうち単身世帯が約1849万世帯で、一般世帯全体の34.6%と3分の1以上を占める(うち65歳以上の単身世帯は593万世帯)。

これを時系列で見ると、00年が約1291万世帯(全体の27.6%)、05年が約1446万世帯(同29.5%)、10年が約1679万世帯(同32.4%)と、増加傾向が明らかに取れる。

また、そのうち65歳以上の単身世帯も、00年が約303万世帯、05年が約387万世帯、10年が約479万世帯と増えており、全体に占める割合も6.5%(00年)、7.9%(05年)、9.3%(10年)、11.1%

(15年)と増加しており、単身世帯の高齢化がうかがえる。さらに、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によれば、30年の単身世帯は2025万世帯になり、総人口に占める1人暮らしの人の割合は、15年の14.5%から17.0%に増えることとみられる。

また、30年に男性で最も単身世帯の多い50歳代は15年の1.3倍に、80歳以上の男性単身世帯は2倍になり、50歳代女性単身世帯は1.5倍に、80歳以上の女性単身世帯は1.6倍になると推計される。単身世帯の高齢化もますます進むものと思われる。

「生活保障に関する調査(令和元年度速報)」に

よれば、生活保障に対する不安の第1位は「ケガや病気に対する不安」で89.6%の人がその不安を感じている。次いで「自分の介護に対する不安」が88.8%、「老後生活に対する不安」が84.4%、「死亡時の遺族の生活に対する不安」が67.6%となっている。

単身者は「死亡時の遺族の生活に対する不安」の割合が低い一方で、「ケガや病気に対する不安」は、生活保障に対する不安の第1位は「ケガや病気に対する不安」で89.6%の人がその不安を感じている。次いで「自分の介護に対する不安」が88.8%、「老後生活に対する不安」が84.4%、「死亡時の遺族の生活に対する不安」が67.6%となっている。

単身者が死亡保険に加入する際に問題となると思われるのが、誰を死亡保険金の受取人にするかである。死亡保険金の受取人は、この保険契約の取人は、この保険契約者(単身者)のお葬式をする人と考えると、身近に適任者がいない場合もあり得る。

このとき活用できる方法の一つとして「信託契約」が挙げられる。死後事務はお葬式だけでなくデジタル関係を含む遺品や住居の整理、健康保険・公的年金等の停止手続き、公共サービスの解約等多岐にわたる。これらの死後事務に係る費用に死亡保険金を充てる方法である。

長生きリスクに合わせた保障を

「安」等は既婚者より未婚者の方が不安の割合が高い。にもかかわらず医療保障等を預貯金や生命保険等で準備している割合は、男女共未婚者の方が既婚者より低い。

けがや病気等に不安を感じ、それらに対し備える必要性を意識しているものの、「貯蓄する」や「生命保険に加入する」等の準備に至っていない単身者が多いといえる。

「生活保障に関する調査(令和元年度速報)」に

よれば、生活保障に対する不安の第1位は「ケガや病気に対する不安」で89.6%の人がその不安を感じている。次いで「自分の介護に対する不安」が88.8%、「老後生活に対する不安」が84.4%、「死亡時の遺族の生活に対する不安」が67.6%となっている。

単身者が死亡保険に加入する際に問題となると思われるのが、誰を死亡保険金の受取人にするかである。死亡保険金の受取人は、この保険契約の取人は、この保険契約者(単身者)のお葬式をする人と考えると、身近に適任者がいない場合もあり得る。

このとき活用できる方法の一つとして「信託契約」が挙げられる。死後事務はお葬式だけでなくデジタル関係を含む遺品や住居の整理、健康保険・公的年金等の停止手続き、公共サービスの解約等多岐にわたる。これらの死後事務に係る費用に死亡保険金を充てる方法である。

医療保険においても単身者向けには、信託契約やあるいは「後見人制度」等を活用するといった、プラスアルファのサービスが求められる。

最後に、個人年金のような貯蓄性の保険は、予定利率の低い昨今、あまり魅力的とは言えない。しかし公的年金は先細りの傾向にあり、貯蓄では取り崩しによって生前に底をつくりリスクがある。

そこで、生きている間中支払われる、まさに長生きのリスクを保障する終身年金にニースがあると感じられる。低金利時代には難しい商品ではあるが、トンチン型等これまで以上に終身年金を提案する工夫を期待したい。

Professional Eye

プロフェッショナルアイ

「おひとりさま」が増えている。ライフスタイルの多様化により、今後ますます増えることが予想される。単身者は家族関係等からは自由である反面、もしものときに頼れる人がいない場合が多い。

そんな単身者にはどんな生命保険が必要か。単身者向けに生命保険が提供できるサービス等について考えてみる。

「生活保障に関する調査(令和元年度速報)」に

よれば、生活保障に対する不安の第1位は「ケガや病気に対する不安」で89.6%の人がその不安を感じている。次いで「自分の介護に対する不安」が88.8%、「老後生活に対する不安」が84.4%、「死亡時の遺族の生活に対する不安」が67.6%となっている。

単身者は「死亡時の遺族の生活に対する不安」の割合が低い一方で、「ケガや病気に対する不安」は、生活保障に対する不安の第1位は「ケガや病気に対する不安」で89.6%の人がその不安を感じている。次いで「自分の介護に対する不安」が88.8%、「老後生活に対する不安」が84.4%、「死亡時の遺族の生活に対する不安」が67.6%となっている。

単身者が死亡保険に加入する際に問題となると思われるのが、誰を死亡保険金の受取人にするかである。死亡保険金の受取人は、この保険契約の取人は、この保険契約者(単身者)のお葬式をする人と考えると、身近に適任者がいない場合もあり得る。

このとき活用できる方法の一つとして「信託契約」が挙げられる。死後事務はお葬式だけでなくデジタル関係を含む遺品や住居の整理、健康保険・公的年金等の停止手続き、公共サービスの解約等多岐にわたる。これらの死後事務に係る費用に死亡保険金を充てる方法である。

医療保険においても単身者向けには、信託契約やあるいは「後見人制度」等を活用するといった、プラスアルファのサービスが求められる。

最後に、個人年金のような貯蓄性の保険は、予定利率の低い昨今、あまり魅力的とは言えない。しかし公的年金は先細りの傾向にあり、貯蓄では取り崩しによって生前に底をつくりリスクがある。

そこで、生きている間中支払われる、まさに長生きのリスクを保障する終身年金にニースがあると感じられる。低金利時代には難しい商品ではあるが、トンチン型等これまで以上に終身年金を提案する工夫を期待したい。

相続と保険の実務 改正民法(相続法)対応

松嶋 隆弘 井口 浩信 吉原 恵太郎 編著

(2021年1月刊)

●A5判・252頁

●定価3,300円(税込)

送料495円(税込)

ISBN978-4-89293-437-7

民法(相続法)改正による遺産分割の特別受益や遺留分侵害額請求など、保険実務に影響のある裁判例を参考に改正ポイントを解説

お申込みはFAXまたはWebで

FAX03-5816-2863

http://www.homai.co.jp

HM 保険毎日新聞社

東京都台東区台東4-14-8

シモジパークビル2F 03-5816-2861